

新入学学用品費入学前支給について

◎新入学学用品費入学前支給とは？

蟹江町では、経済的な理由で子どもの就学が困難である世帯に対して、就学援助費を支給しています。就学援助費支給基準を満たす次年度に町内小・中学校の新1年生となる子どもがいる世帯を対象に、通常は入学後に支給している新入学児童生徒学用品費を、入学前に支給します。

○支給額

新小学1年生：57,060円、新中学1年生63,000円（2月末支給予定）

○申請に必要なもの

- ・就学援助費受給申請書
- ・世帯全員の個人番号が確認できるもの（通知カードや個人番号が記載された住民票等）
- ・保護者名義である振込先口座の通帳
- ・家賃が確認できる賃貸契約の契約書（賃貸居住の方のみ）
- ・同意書（世帯に前年度の1月1日時点で蟹江町に住民票がない方がいる場合のみ）

○申請手続きについて

1月中に蟹江町役場2階教育課窓口へ申請書等を提出

※入学後でも就学援助費申請はできます。4月末までに申請した場合、新入学学用品費は7月支給となります。5月以降の申請では新入学学用品費の支給を受けることができないのでご注意ください。

○所得制限について

世帯全員の前々年中所得の合計が、教育委員会が定める基準額を下回る世帯が支給対象となります。（例：令和8年度入学者の入学前支給は令和6年中所得が基準となります）

以下の表は基準額の目安です。家族構成や年齢等により基準額は異なります。

家族構成	持家の場合	賃貸の場合
2人 母・子（小学生）	209万円以下	271万円以下
3人 母・子（中学生）・子（小学生）	286万円以下	353万円以下
3人 父・母・子（小学生）	226万円以下	293万円以下
4人 父・母・子（中学生）子（小学生）	287万円以下	354円万以下

※注意

所得が未申告である方が世帯にいる場合、審査することができません。必ず前年度の1月1日時点で住民票があった自治体で前々年中所得が確認できる状態にしてください。

（所得が確認できる状態とは、所得証明書等が取得できる状態を指します。なお、所得証明書等の添付は不要です。）

○入学後の就学援助費について

新入学学用品費以外の就学援助費を受給するためには、入学後に蟹江町教育委員会より承認を受ける必要がありますが、新入学学用品費入学前支給の手続きを行った方は、改めて申請書を提出する必要はありません。（家族構成に変更があった場合等を除く）

ただし、入学後の審査は前年中の所得を基準としますので、入学前に新入学学用品費の支給を受けた世帯でも支給対象とならない場合があります。前年中の所得が未申告で所得の確認ができない場合も、審査することができないのでご注意ください。

なお、2年生以降も就学援助費を受給するためには、毎年度申請書を提出し承認を受ける必要がありますので、お忘れないようご注意ください。

○就学援助費支給予定額（令和7年度の予定額であり、変更される場合があります）

費目	対象学年	支給時期	支給額（小学校）	支給額（中学校）
学用品費等	全学年	7月、12月、2月（右記支給額を分割して支給）	11,520円（1年生） 13,800円（2～6年生）	22,680円（1年生） 24,960円（2、3年生）
給食費	全学年	7月、12月、2月	実額	実額
新入学児童生徒学用品費	1年生	7月（入学前支給を受けた世帯は対象外）	57,060円	63,000円
修学旅行費	小学6年生 中学3年生	実施後の学用品費等の支給と同時期	22,690円 （以内の実額）	60,910円 （以内の実額）
宿泊を伴う校外活動費	小学5年生 中学2年生	実施後の学用品費等の支給と同時期	3,690円 （以内の実額）	6,210円 （以内の実額）

※要保護児童生徒の給与費目は修学旅行費のみです。

問い合わせ先：蟹江町役場内 蟹江町教育委員会 教育課
TEL 0567-95-1111 内線214